

(案)

府消委第 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗 宛て

消費者委員会委員長 鹿野 菜穂子

答 申 書

令和8年5月12日付け消取引第354号をもって当委員会に諮問のあった下記事項については、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

特定商取引に関する法律第26条第1項第8号ニに規定する適用除外の対象として政令で定められている役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特定商取引に関する法律施行令別表第2（第11条、第12条関係）の改正を行うことについて

以上

対象となる業務

資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第66号）による改正後の資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）（以下「改正資金決済法」という。）に係る以下の業務

- 改正資金決済法第2条第19項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う同条第18項に規定する役務の提供

以上